



あきる野市告示第109号

市道Ⅰ-22号線道路舗装補修工事に伴う条件付一般競争入札を執行するので、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号）第4条及び第7条の規定により、次のように公示する。

令和8年9月16日

あきる野市長 白 井 建



1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事件名： 市道Ⅰ-22号線道路舗装補修工事
- (2) 工事種別： 道路舗装工事
- (3) 工事場所： あきる野市雨間
- (4) 工事概要：

土工	一式
舗装工	一式
交通安全施設工	一式
仮設工	一式
交通管理工	一式
- (5) 工 期： 契約締結日の翌日から令和9年3月17日まで
- (6) 入札方法： 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)の電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という。)による入札
- (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事とする。

2 入札参加資格要件

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 入札参加申請日現在、電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者で、申請自治体「あきる野市」、申請業種「道路舗装工事」に登録があること。
- (2) 入札参加申請日現在、競争入札参加において登録してある本店又は委任した支店、営業所等をあきる野市内に有すること。ただし、委任した支店、営業所等については、3年以上営業し、正規職員が3年間2人以上常駐していること。
- (3) あきる野市において、現在、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する「舗装工事業」の建設業許可を有すること。
- (6) 当該工事の入札前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (8) 建設業法第26条に規定する技術者の資格を有する者を配置できること。
- (9) 経営事項審査の「土木一式工事」、「舗装工事」のいずれかの総合評定値が「450点以上」であること。なお、この場合の総合評定値は、入札参加申請日現在で有効である電子調達サービスの競争入札参加資格申請の際に使用した経営事項審査の総合評定値とする。
- (10) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社に当たる者）でないこと。
- (11) 入札参加資格者が入札までに参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。また、既に入札を行っていた場合は、その者の入札を無効とする。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

落札者は、次の要件を満たす者のうち、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価値の高い者とする。

ア 入札参加資格を満たす者

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者

ただし、別紙1のあきる野市特別簡易型総合評価方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）の「別記1 総合評価方式における低入札価格調査の実施」により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、その者を落札者としなないことができるものとする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

総合評価の方法については、入札価格に基づいて算定した価格評価点と、入札参加資格者が提出した技術資料等（価格以外の要素）に基づいて算定した技術評価点との和（評価値）とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

(3) 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の満点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 : 50点

イ 技術評価点 : 50点

(4) 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札参加資格者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。なお、価格評価点が50点を上回った場合でも配点は満点の50点とする。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{点} \times \left\{ \frac{(\text{予定価格} - \text{入札価格} \times 1.10)}{(\text{予定価格} - \text{調査基準価格})} \right\}$$

(5) 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加資格者が提出した技術資料等により、別紙1の落札者決定基準の「別記2 特別簡易型総合評価方式における評価項目及び評価基準」に基づいて次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

$$\text{技術評価点} = 50 \text{点} \times \left(\frac{\text{評点の単純合計}}{\text{配点合計}} \right)$$

4 条件付一般競争入札参加の申請

本件は、電子調達サービスにより入札を行う。入札に参加を希望する者は、次に掲げる方法により手続を行うこと。

(1) 電子調達サービスの希望申請から「一般競争入札参加資格確認申請書」を送信すること。

(2) その他の提出書類

次の書類を申請書送信時に、ファイルで添付すること。

(ア) 常駐職員証明書（委任した支店、営業所等のみ）

(イ) 総合評価一般競争入札参加申告書（別紙2）

(ウ) 総合評価一般競争入札参加申告書（別紙2）に関連する資料等

(エ) 配置予定技術者を入札参加の申請日から起算して3か月以上前から雇用していることが確認できるもの

※ 「住民税特別徴収税額通知書」、「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は「雇用証明書」の写し等

5 入札参加申請期限

令和8年9月30日（水）午前11時00分まで

6 選定結果の通知予定日

令和8年9月30日（水）

7 設計図書等の配布

設計図書等の配布については、電子入札サービスにより行うものとする。

8 工事に関する質問及び回答

工事に関する質問及び回答については、全て電子入札サービスにより行うものとする。

- (1) 質問期間 選定結果の通知日から令和8年10月14日(水)正午まで
- (2) 回答予定日 令和8年10月16日(金)

9 入札書の提出

- (1) 期限 令和8年10月23日(金) 午前10時00分まで
- (2) 場所 電子入札サービス

10 開札

- (1) 予定日時 令和8年10月23日(金) 午前10時00分まで
- (2) 場所 電子入札サービス

11 入札保証金

免除する。

12 入札の方法

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札書に記載する金額には、消費税及び地方消費税を含めないこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。
- (3) 入札の際に積算内訳書を提出(添付)すること。積算内訳書の提出(添付)がない場合は、当該入札を無効とする。

13 予定価格及び調査基準価格

- (1) 本件は、予定価格事前公表の対象とし、予定価格は、次のとおりとする。
予定価格 51,134,600円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 調査基準価格については、別紙1の落札者決定基準の「別記1 総合評価方式における低入札価格調査の実施」により設定する。

14 契約保証金

- (1) 契約金額の10分の1以上を納付すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、あきる野市契約保証に関する事務取扱要領第4条第2号から第5号までに掲げるいずれかの保証を付したときは、契約保証金を免除する。なお、保証の額は、契約金額の10分の1以上とする。
- (3) その他契約保証に関する取扱いは、あきる野市契約保証に関する事務取扱要領による。

15 前払金

ありとする。ただし、前払金の請求は、契約締結後、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を担当課に提出した上で行うこと。

16 中間前払金及び部分払

次に掲げる中間前払金又は部分払のいずれかを支払うことができる。

(1) 中間前払金

前金払をした場合に限る。ただし、中間前払金の請求は、保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を担当課に提出した上で行うこと。

(2) 部分払

既済部分の代価の10分の9を上限とする。

17 その他

(1) 電子入札サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。

(2) 契約書は、あきる野市指定の工事請負契約書を使用する。

(3) 建設業法等関係法令を遵守すること。

(4) その他ここに定めのないものは、あきる野市契約事務規則及びあきる野市競争入札参加者心得（電子入札用）による。

(5) その他不明の点については、あきる野市総務部契約検査課契約係に照会すること。